

令和4年7月12日

保護者の皆様

安芸太田町立安芸太田中学校
校長 林 健太郎
(生徒安全部)

制服の異装届について (お知らせ)

仲夏の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

また日頃より、本校の教育活動に対し、ご理解とご協力を賜り感謝いたしております。

さて本校では、制服の移行期間を設定して、夏服と冬服の着用期間を生徒指導規程に定めているところです。このような中、近年の異常気象等により、教室内ではエアコンを使用する機会も増えてきており、生徒の座席位置によってはエアコンの風が直接あたって寒いといった状況が発生しています。このことを受けて、夏服期間に長袖シャツを着用させてほしいという声が学校に届いてまいります。

生徒指導規程第6条第3項には、「特別な理由がある場合、学校の許可または指示により、制服以外の服装で登下校してもよいものとする。」と記されており、このことをより明確に対応するために「異装届」を作成しました。体調面などで一定期間制服を規程のものから変更したい場合、「異装届」を提出し、理由が正当と判断できればそれを許可して、教職員間で情報を共有して指導していきます。

今後、「異装届」が必要になった場合は、各学級の担任にお知らせください。生徒を通じて「異装届」をお渡しします。このことについて、ご理解とご協力をお願いいたします。